

月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第100号 2023年4月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1
近畿大学教職教育部 富岡研究室

e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP (最新号とバックナンバーを公開中)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム —「令和の日本型学校教育」を担う教師」に関する中教 審査申(その2)—	富岡 勝	2
逸話と世評で綴る女子教育史(100) — 大正期・女子師範学校拡充への道程 —	神辺 靖光	7
子どもたちと考える校則① — 校則と教育目標—	八田 友和	12
大正時代の女子高等教育(55) 臨時教育会議における女子高等教育論争Ⅱ	長本 裕子	17
新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究に関する覚書 (24):『教育要覧』にみる鳥取県立高等学校の専攻科(2)	吉野 剛弘	24
体験的文献紹介(48) — 山梨学校・徽典館と岐阜県華陽学校 —	神辺 靖光	27
NL100号までの自筆原稿を振り返る — 前編(NL50号まで)—	谷本 宗生	32
NL100号とわたし	八田 友和	34
ニューズレター100号に寄せて	長本 裕子	36
ニューズレター100号に寄せて	田中 智子	41
100号を祝しつつ自らを省みる	小宮山 道夫	43
刊行要項(2015年6月15日現在)		46
短評・文献紹介		47
会員消息		48

コラム

「令和の日本型学校教育」を担う教師に関する中教審答申(その2)

とみおか まさる
富岡 勝

(近畿大学)

はじめに

前号に続き、2022年12月19日に出された中央教育審議会の「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い

教職員集団の形成～(答申)」(以下、「令和の日本型学校教育」を担う教師」答申と略記する)を紹介したい。

前号では、この答申が「令和の日本型学校教育」を実践する教員の養成・採用・研修を目指したものであることと、近年の学校における教師不足の解決をはかろうとしたものであることについて紹介した。

本号ではこれに加えて、政府の他の会議体等からの提言・要請にちよこしたものであることを指摘し、さらに次号では、この答申が大学の教職課程にどのような影響を及ぼす可能性があるかということについて述べていきたい。

政府の他の会議体等からの提言・要請

この答申では、第1部2「子供たちの多様化と社会の変化」のなかで、「他の会議体等からの提言・要請」という節を設け、教員の養成・採用・研修等に関係して、経済関係など、文部科学省以外の政府関係会議から提言などが出ていることを以下のように取り上げている。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～(令和4年6月7日閣議決定)」においては、「教育DXと連動した教育のハード・ソフト・人材の一

体的改革」の具体策として、「外部人材の柔軟な確保・活用を含む教師が安心して本務に集中できる環境づくりや研修高度化を含む教師の資質向上等」が脚注に掲げられている。また、その際には、「教師不足解消に留意」することが記載されている。

● 「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）においては、「外部人材の積極活用を通じた社会とつながる質の高い学びの実現」を掲げ、制度見直しの検討・実施や既存の制度の活用促進に関する具体的な方向性が示されている。

● 内閣府総合科学技術・イノベーション会議教育・人材育成ワーキング・グループが公表した「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（令和4年6月2日）においても、子供の特性を重視した学びの「時間」と「空間」の多様化、探究・STEAM 教育を社会全体で支えるエコシステムの確立のために必要な施策・方向性として、理数や ICT・プログラミングなどの専門家の活用に向けた教員免許制度の改革や教職課程の見直しなどが提言されている

● 教育未来創造会議の「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日）では、理数教育や情報教育の充実の観点から、各都道府県等による博士課程修了者や IT 人材等の高い資質・能力を有する者への特別免許状の授与や教員採用の促進、多様な人材の教員免許状の取得、教職課程の内容の多様化・弾力化、兼職兼業、クロスアポイントメント（複数機関への所属）、回転ドア方式雇用などの導入も含めた教員免許や教職員勤務に関する制度や運用の見直しが提言されている。

このように、「教育 DX」や「Society 5.0」などの実現のために、外部人材や理数分野の博士課程修了者や高度な IT 技術をもった人材を教員として採用す

ることなどが提言されている。

ちなみに「Society 5.0」とは、内閣府の第5期科学技術基本計画（2016年度～2020年度）で、日本が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものであり、例えば内閣府の Web サイト内の「Society 5.0」のページで次のように説明されている。

https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/

これまでの情報社会（Society 4.0）では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人が行う能力に限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障害などによる労働や行動範囲に制約がありました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対して様々な制約があり、十分に対応することが困難でした。

Society 5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。

最初にこのような説明を読んだときには、もう一つイメージしづらかったが、今年に入ってから ChatGPT など、人間の質問に対して、AI が自然な文章をつくって回答するシステムが一般の人に公開されるようになり、にわかには現実味が増している。しかし、この Society 5.0に向けた教育がどのようなもので、どのように

したら学校現場で実践でき、そのために大学で何をする必要があるのか、まだまだ研究段階であろう。

「教育 DX」という言葉も最近になってから目にするようになった。分ったような分からないような言葉がまた増えたとも感じている。「DX」とは、デジタルトランスフォーメーションの略語で、例えば2018年に公開された経済産業省の「経産省の新たな挑戦 経産省のデジタル・トランスフォーメーション」の Web ページでは以下のように説明されている。

https://www.meti.go.jp/policy/digital_transformation/article01.html

普段の生活を見ると、スマートフォンやタブレット、PC を通じて多くのサービスが提供され、それが我々の生活の「当たり前」になりつつある。また、民間ビジネスの競争の中でもデータを収集・活用して最適なサービスを提供することが大きな差別化要因となっている。このようなデジタル技術が、我々の生活を圧倒的に便利にしたり、既存のビジネスの構造を“ディスラプト(破壊)”するなど、新しい価値を生み出すイノベーション「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」が世界中あらゆる分野で起きている。

このように日常生活で利用するサービスがスマートフォンで完結するのが「当たり前」の時代に、行政手続はいまだに大量の紙の資料、窓口での対面手続、手続完了までの長い時間等、多くの負担を国民に強いている。政府は今や一番のお荷物になっていると言っても過言ではない。さらに今後の日本は、人口減や財政制約など大きな社会課題に立ち向かう中、政府にも非連続的なイノベーションが求められている。

つまり「DX」とは、デジタル技術を使って生活を便利にしたり、ビジネスなどの構造を刷新することを意味していると考えられ、政府の目指す「Society 5.0」

実現に向けた取り組みの一つだと捉えてよいだろう。「教育 DX」は、単にデジタル機器を学校現場に導入するということだけではなく、例えば児童・生徒の能力や理解度に関するデータを ICT 技術によって活用し、個別最適化した教育を実現することなどを指す。ずいぶん大掛かりな話である。

文部科学省は、2020年に「教育データの利活用に関する有識者会議」を設置し、検討を続けている。

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00008.htm

すでに一部の教育産業では、生徒の学力調査などのデータを各種アンケートで集め、活用しているようだ。例えばベネッセ教育総合研究所の Web サイトの「調査研究データ」のページを見ると、ベネッセが集めた児童・生徒のデータの一部が集計・公開されている。

https://berd.benesse.jp/research/?utm_source=globalnav&utm_medium=gnav&utm_campaign=globalnav_to_research

例えばこうしたデータ活用を生徒の個別情報と組み合わせるようなイメージなのだろうか。うーん。各学校・各教員の創意工夫というよりは、一定のフォーマットや AI に依存してしまうような場面を筆者は想像してしまう。

次号では、「令和の日本型学校教育」の実現、「教員不足」や「教育 DX」「Society 5.0」への対応として、この答申が教員の養成・採用などについてどのような構想を示し、大学に何を求めているのかを見ていきたい。

***コラム欄では、引き続き読者の皆さんからのご投稿もお待ちしております。**

逸話と世評で綴る女子教育史(100)

— 大正期・女子師範学校拡充への道程 —

かんべ やすみつ

神辺 靖光(ニューズレター同人)

想うに鳥羽伏見から奥羽・函館まで戦い抜いた革命的維新政権が最初に断行したかったのは国民皆兵の陸軍をつくことと全国民の子どもを小学校に就学させたいことであつたらう。クーデターを想わせるような早わざで廃藩置県を断行するや新政権は直ちに東京・大阪・熊本・仙台に鎮台を置き、6年1月には徴兵令を発した。一方、文部省は廃藩置県の詔書が出た4日目に置かれ、翌5年8月に「学制」が頒布されて「小学校ノ教育ハ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンバアルベカラザルモノトス」(第21章)とされた。こうして国民皆兵(ただし男性のみ)と小学校義務(強制)教育が始まった。国民皆兵は太平洋戦争終結とともに、雲散霧消したが、義務教育は中学校を加えて9年間に延長され、現在に続いている。この国民の強制参加事業を始めるに当って政府が最初に計画したのは指導者の養成であつた。即ち明治6年、陸軍省は士官養成のために陸軍士官学校を開校し、8年、その予科とも言うべき陸軍幼年学校を東京、仙台、名古屋、大阪、熊本の6ヶ所に開校したのである。一方、義務教育を開始した文部省はこれよりも早く、明治5年の「学制」の中で「小学校ノ外、師範学校アリ。此校ニアリテハ小学ニ教ル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス。当今ニ在リテ極メテ要急ナルモノトス。此校成就スルニ非サレバ小学ト雖モ完備ナルコト能ハズ。故ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上、小学教師タル人ヲ四方ニ派出センコトヲ期ス(第39章)」と記している。いずれも全国民を対象に強制し、しかもこれまでにない欧米流の斬新な軍隊や小学校をつくるのであるから、まずその指導者、教師を養成しようと考えたのは当を得ている。しかしそのような壮大な計画が一朝一夕にできるだろうか。通常の考え方からみれば無理である。しかしそこが革命的政権である。無理であろうとなかろうと先へ進むしかないというのが維新政府の真骨頂であるから以後十数年をかけて試行錯誤さくごをくりかえしながら日本流の師範学

校制度をつくり上げた。以下、陸軍の士官学校、幼年学校は女子教育史の本稿の趣旨からはずれるから、これを除き、師範学校の形成史を略述しよう。

文部省の「学制」頒布に先立つ明治5年5月、東京に師範学校を設置し、アメリカ人教師スコットを招聘して授業を開始した。6年には附属小学校を設置、また大阪、宮城、愛知、広島、長崎の諸府県に官立師範学校をたてた。しかしこれらの師範学校はいずれも中途退学者が多く振わなかったので各府県は短期の教員養成所をつくったが、所詮、師範学校の理念に合うものではなかったので明治10年までに全部閉鎖された。

明治12年の「教育令」で「師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス」と明示した文部省は13年の「改正教育令」で公立師範学校が小学校の教員養成を任務とすることを定め、14年の「師範学校教則大綱」でその教育内容、方針を明らかにした。

この間、各府県は県独自の女子師範学校をたてたり、男子師範学校や女学校に同居させたりしながら女子師範教育をすすめた。しかしいずれもその生徒数は微々たるものであった。

[表] 明治16年における女子師範学校在籍生徒数

① 女子師範学校生徒

② 師範学校・女学校に寄寓した女子師範生

府県	学校名	在籍 生徒数	府県	学校名	在籍 生徒数
千葉県	千葉女子師範学校	71	京都府	京都府女学校	109
滋賀県	滋賀県女子師範学校	12	新潟県	新潟学校	44
青森県	弘前女子師範学校	42	山梨県	山梨女学校	5
秋田県	秋田女子師範学校	81	岐阜県	岐阜県女学校	20
富山県	富山女子師範学校	55	広島県	広島師範学校	21
高知県	高知女子師範学校	77	鹿児島県	鹿児島師範学校	53

神辺『女学校の誕生』pp.207-208

明治18年2月に東京女子師範学校が官立東京師範学校の女子部になった。東京女子師範は特殊な学校だから発生からの沿革を述べよう。明治7年3月、文部省は東京女子師範学校の設置を決定し、本郷湯島(お茶の水)に校舎を建て8年11月、美子皇后^{はるこ}の行啓を得て開校式を挙げた。当初から女子の最高学府であった。9年に附属幼稚園を開設したが、これも日本の幼稚園の創始で全国幼稚園の模範になった。また15年に附属高等女学校を設置したが、これもまた全国公立高等女学校の模範になった。

明治18年、文部省御用掛・森有礼が官立東京師範学校の監督になると東京女子師範学校を合併したので東京師範学校女子部になり、19年の「師範学校令」で女子高等師範学校になった。「師範学校令」は男女それぞれに高等師範と尋常師範学校をつくり、高等師範に尋常師範の教師養成の任を負わせたのである。学制発足以来、小学校への女児就学率はやっと20%ぐらいであったが明治15・6年頃には30%に上昇し、東京、京都、大阪などの大都市では女児の就学率が高まって女教員が必要になったからである。こうして女子高等師範学校は女子尋常師範学校の教員養成学校として歩み出したが、女子尋常師範の発展が思わしくなく、低迷するので折しも各地の都市にできはじめた公立私立の女学校の教師に迎えられて高等女学校の教員養成所のように見られた。

明治30年10月公布の「師範教育令」で尋常師範の名称はなくなり、女子高等師範学校は「師範学校女子部及高等女学校ノ教員タルベキ者」を、師範学校は「小学校ノ教員タルベキ者」をそれぞれ養成する所と定め、高等師範学校と女子高等師範学校を東京に各一校設置して文部大臣の直轄とし、師範学校は北海道および各府県に設置して地方長官の管理に置いた。しかるにその後10年間、即ち明治30年から40年の^{あいだ}間に小学校の女子就学率が50%から95%に急上昇した。この間の日露戦争という国難に国民全員が一喜一憂し緊張を強いられた時代にもかかわらず一だからこそとすべきなのだろうか—明治初年以來、低迷していた小学校女児就学率が一気に100%に近づいたのである。

この事態を受け、文部省は「師範学校規程」を定めた。これによって師範学校は大きく変わった。師範学校に本科と予備科（高等小学校より進学）を置き、本科を一部、二部で編成した。一部は予備科を含めて4年間就学、二部は中等学校卒業後、男子1ヶ年、女子1ヶ年乃至2ヶ年^{ないし}の就学で卒業というものである。高等小学校経由者より、中学校、高等女学校卒業者を小学校教員の主軸にしようとしたのである。

大正期に入り、師範学校問題は有識者、特に文教関係者の間で重要課題となるが、時代的影響で法規で一決できないようになる。一つは日露戦争の勝利に勢いを得た日本が、第一次世界大戦でも戦勝国側について産をなし、各地に資本主義的大文化都市を生み出す一方、旧来の僻村の貧困を解決できず、そこで維新政府の強権的な徴兵令や小学校義務教育が覆いかぶさり、小学校では一人の教師が教える分教場が出現した。政府はこれあるを知って高等師範学校を文部省直轄の官立学校とし、僻地の分教場まで担当する師範学校はすべて府県にまかせたのである。したがって文部省が出す「師範教育令」や「師範学校規程」は師範学校の大筋を示すだけで、細部は現地現場まかせということになった。

第二は大正時代という時代的風潮である。本シリーズで述べてきた通り、大正の声を聞くや、都会に集う人々は喋りまくるようになった。よく言えば人々が各人、自分の意見を持って議論するのだが、議論がさらなる議論を呼んでなかなか決着しない。そういう風潮の下で臨時教育会議（大正6年）や文政審議会（同13年）が師範学校のことを論じあってもまとまらず地域による例外を認める結果にならざるを得なかった。僻村で一年生から四年生までの男女児童20人ばかりを一人の教員が教える分教場の教員養成など現場にまかせる外はないという論法である。

かくして小学校教員養成の師範学校改革は全国一律に行うのではなく、府県の地域の実状によって実施せざるを得なくなったのである。しかし基本的な方針としては、明治40年の「師範学校規程」が定めた中等学校卒業の第2部を主体とする師範学校に移行させていったのである。

昭和6年、第2部の修業年限が2年になって3年制専門学校への昇格が現実味を帯び同18年の師範教育令の改正によって専門学校程度に昇格、また道府県立から官立に変わった。

大正昭和初期は大学、高等学校、専門学校が日本中に増設された時期である。本ニュースレターに長本裕子氏が述べているように女子の専門学校も各地にたてられたが、現代のような女性解放の時代ではないから男子の専門学校には及ばない。しかし正規の専門学校ではないが女子師範学校は専門学校に準じる高尚な学校と世人が認めていた。女医も女弁護士も稀少、音楽・絵画の芸術家は天才でなくてはならない。唯一小学校の女教員は日常、町でも村でも見かけるが、特殊な女性でなく、なじめるし知識もある。よって一般の家庭から信頼が厚かった。そのような評価が高等女学校の生徒に伝わって、各府県立の女子師範学校への受験生が増加した。男子系の中学生の師範学校受験生が必ずしも成績優秀者でなかったのに対し女子師範の受験生はその高等女学校の成績優秀者でなければ合格できなかったのである。現代と違って小学校の女教員と女子師範学校は国民の眼には上等な職業、憧れの学校であったことを喚起しておこう。

参考文献

櫻井役『女子教育史』

『学校の歴史第五巻・教員養成の歴史（第一法規）』

新福裕子『女子師範学校の全容』

子どもたちと考える校則①

—校則と教育目標—

はったともかず
八田 友和(クラーク記念国際高等学校)

1. はじめに

『生徒指導提要(改訂版)』において校則は、「各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるもの」¹⁾と紹介されている。ここからも、各校において定められる教育目標と校則には密接なかわりがあることがわかる。また、「校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるもの」²⁾との記述も確認できる。つまり、校則と教育目標には密接なかわりがあるだけでなく、「教育目標」を実現するという観点から「校則」が定められ、運用されているとも捉えることができる。

以上を受け本稿では、各校における教育目標の実際について簡単に整理を行ったうえで、教育目標と校則の関係について考えていきたい。

2. 学校の教育目標

各学校では、様々な教育目標が定められている。例えば、筆者が所属しているクラーク記念国際高等学校は、教育目標(指針)として「挑戦と創造の教育」、行動指針として「夢・挑戦・達成」を掲げている。また、これらの指針を踏まえ、各校・キャンパスで教育目標が設定されている。筆者が勤務しているクラーク記念国際高等学校姫路キャンパス(以下、クラーク姫路)では、「社会で活躍できる人材育成」を教育目標に掲げている。そして、それを実現する具体的な方策として校則(勤務校では生徒心得)が制定され、生徒にも配布されている。

また、他の学校が掲げている教育目標の事例として、須坂市立博物館が発行している博物館図録『すぎかのがっこう』の資料編に掲載されている事例を取り上げる(表1)。なお、いずれの教育目標も平成15年度のものである。

(表1)教育目標の事例

校名	教育目標
K小学校	枅の木のように深く根を張り、幹太く、枝葉ゆたかな人(子)。
M小学校	「礼儀」「誠実」「健全」を中核とする豊かな人間教育を進め、M小学校児童としての誇りと自覚をもち、より高い目標に向かって自己を高めていく意欲的な児童を育成する。
H小学校	いきいきとみんなが励む明るい学校
T小学校	豊かな心をもち本気で取り組む子
I小学校	思いやりがあり、自分で考えやりぬく子
T小学校	明日の日本をになう子ども 強くかしく豊かな子ども
A小学校	精一杯自分の花を咲かせよう

(『すぎかのがっこう』pp.42-52をもとに筆者作成)

表1からも、同じ市内の学校であっても様々な教育目標が設定されていることがわかる。また、教育目標と合わせて、具体目標も設定されているが、これも各校の特色が現れている。紙面の関係上、ここでは紹介しないが、ぜひインターネットで皆さんの居住する地域にある学校の教育目標や具体目標などを調べてほしい。

3. 校則と教育目標

「教育目標」を達成するために「校則」が制定されているのであれば、「校則」にもとづく指導だけでなく、「教育目標」にもとづいた声かけや指導が行われることも容易に想像できる。

例えば、「明るい学校」を教育目標に掲げた場合、「朝は“おはようございます”、帰る時は、“さようなら”と元気で挨拶をしよう」との声かけが行われるであろう（と筆者は想像する）。しかし、そんなところまで（詳細な部分まで）校則で明示している学校は少ないことが容易に想像できる。つまり、「校則」には書いていないが、「（明るく・元気な声で・気持ちよく）挨拶をする」ことを指導するであろう。ここで取り上げた事例は、どの学校にも当てはまる平易な事例であり、違和感を抱く人はいないと思う。しかし、各学校の文化、慣習などにもとづいて教育目標が設定されるケースや、文化、慣習などにもとづいて指導されるケースも実際にあるのではないだろうか。その結果、「時代に合わない」「受け入れがたい」指導があった際、その原因を「校則」に求めているケースもあるのではないだろうか。

4. 考察

今回は、各学校が設定する教育目標を取り上げ、校則や指導との関係について整理した。生徒は「〇〇をきなさい」と理不尽に指導をされた時に、「ブラック校則」として捉え、「なんで」「どうして」と考えることが多いのではないだろうか。実際に、筆者もそのような生徒と何度か話し合ったことがある。しかし、実際は教育目標や行動指針等に沿った指導であり、校則に基づく指導ではなかったことも一定数見受けられた。³⁾

校種は変わるが、大学では枚挙にいとまがないほど、同じような事例が確認できるのではないだろうか。例えば、「1年生は校歌と初代寮歌を覚えなければならない」「部活の飲み会終わりに全員で学生歌を歌う」⁴⁾など、部活動やサークル、ゼミといった集団やその場の空間だけで通用するルールがたくさんある。筆者が通っていた学校にも不思議なルールは存在した。しかし、それらのルールは大学が学則や規則で定めているわけではなく、特定の集団や空間においてのみ

効力をもつルールである。このように、文化や慣習がもとになって根付いたルールが半ば規則のように機能している事例もあるだろう。

話を高等学校や校則に戻すと、校則を考えるにあたっては、校則だけでなく、その学校の歴史や文化、慣習・風習にもスポットを当てて考える必要があると感じている。「校則」という表面だけを見つめ、変えるのではなく、その背後にある教育目標や学校の歴史・文化を見つめることが、本当の意味で校則や学校を考えることに繋がるのではないだろうか。

5. さいごに

この連載では末尾にQRコードを添付しています。拙稿に対するご意見・ご感想などございましたら、ぜひQRコードからお寄せいただけますと幸いです。今後の研究や執筆活動の参考にさせていただきます。なお、本稿における内容や意見は、筆者個人に属し、筆者が所属するいかなる組織・団体の公式見解を示すものではありません。



ご意見・ご感想などは、上記のQRコードからお寄せください。

【注】

- 1) 『生徒指導提要(改訂版)』p101より引用。
- 2) 前掲書p.101より引用。
- 3) 先述した「あいさつ」に関する声かけや指導ではないが、校則に書かれていないことでも、教育目標や生徒の実態に応じた声かけや指導は必要であると筆

者は考えている。一方で、「教育目標」や「行動指針」などにもとづいた理不尽な指導などには再考の余地があり、見直す必要があると感じている。

4) 「あなな大学の“変なルール”教えて!<大学生実態調査>」

(最終確認2023年3月31日)より引用。

<https://shingakunet.com/journal/column/20150519100000/>

【参考文献】

・文部科学省2022『生徒指導提要(改訂版)』

・須坂市立博物館(編)2003『すざかのがっこうーおらが学校のいま・昔ー』須坂市立博物館

・「クラーク記念国際高等学校とは」(最終確認2023年4月1日)

<https://www.clark.ed.jp/information/>

・「あなな大学の“変なルール”教えて!<大学生実態調査>」

(最終確認2023年4月1日)

<https://shingakunet.com/journal/column/20150519100000/>

大正時代の女子高等教育(55)

臨時教育会議における女子高等教育論争Ⅱ

ながもと ゆうこ

長本 裕子(ニューズレター同人)

大正7年10月24日、臨時教育会議第25回総会で8項目からなる答申案と希望事項、それぞれの答申理由について、小松原英太郎(主査委員会委員長)が説明し、審議された。ニューズレター99号に示した「諮問第六号 女子教育に関スル件」の8つの答申項目のうち、議論の中心は、“高等女学校卒業後の専攻科と高等科を設置する”という趣旨の第四項を削除するかどうかであった。湯川次義著「『近代日本の女性と大学教育』教育機会開放をめぐる歴史」などを参考に述べよう。

第四項に強硬に反対したのは、山川健次郎(東京帝国大学総長)であった。山川は、“今日高等女学校は何百という数になり、高等女学校卒業でなければ婚姻しないというような流行になって、女子を圧迫している。女子は弱いので、さらに至る所の高等女学校に専攻科や高等科を置くことになると、中産階級、知識階級の娘に一層圧迫を加え、婚期が遅れ、妊娠率を低くし、女子の死亡率を高めるといような我が民族にとって甚だ不利益なことを起こす”と反対意見を述べ、答申案から第四項を削除する動議を提出した。高木兼寛(東京慈恵会医院医学専門学校校長)も、女子高等教育と健康問題との関連を調査する必要があるとし、第四項に難色を示した。

これに対して、成瀬仁蔵(日本女子大学校長)や鵜沢総明(明治大学教授)が反論した。成瀬は“近来我が国における女子の死亡率の増加が女子の教育に起因するということは信じる事ができない。しかし女子教育が女子の健康状態に良くないという事実が現れるのであれば、どのように女子の生活を改善すべきか、救済策を考えるために女子の教育を徹底するほかない”と主張した。鵜沢は、“女子教育と教育方法を混同して健康と結びつけると、教育そのものを阻害する事になり、世界の大勢に遅れる”と警告した。

江木千之（貴族院議員）は“今日の女子教育は虚栄などから高い教育を望む一種の流行であるから、高等女学校を置くにとどめて、その上の教育を受ける所がないと、宗教家や外国人の手に移るという兆候もあり、甚だ憂うべきことになるため、第四項を除きたいのは山々だが、高等科を存しておくことに賛成する”という消極的に賛成する意向を述べた。江木の発言は、この大正7年4月にやっと開学にこぎつけた東京女子大学を念頭においたものであろう。同大学は「専門学校令」によって、六つのキリスト教系宣教局の共同経営で設立された女子の高等教育機関であった。江木のように国体維持のためにはやむをえないという消極的な理由で高等科の制度化を承認する委員が少なくなかった。議論の結果、修正を加えず本案が可決された。

政府・文部省の意図は、大正6年文部大臣岡田良平が“一般女子の教育は高等女学校程度で満足してよいと思っている。しかしなおそれ以上のものを設けるならば、専門職業学校というような特種の学校を私設するのはよいが、女子の高等普通教育の機関を官設にすることは不可能の事である”と述べている点に示されている。国の基本方針は、女性の役割を家庭に限定し、従来 of 家族制度と社会秩序を維持・強化することにあり、女子高等教育問題は慎重に対処すべきとしてとらえられていた。これは多くの臨時教育会議委員に共通するものであった。同会議の委員が、“枢密顧問官や政府高官及びそれらと意見を同じくする貴族院・衆議院議員が過半数を占め、特に平田東助（臨時教育会議総裁）、小松原英太郎の關係で山県有朋系の委員が多かった（畑中理恵著『大正期女子高等教育史の研究』）”ことに起因する。教育調査会から臨時教育会議に審議事項が移行された時に、委員の大幅な入れ替えがあった。あらかじめ仕組まれたことであつたのであろう。

臨時教育会議の答申は、国体觀念の強化、高等女学校の修業年限の1年延長、高等科制度の創設などを提言したが、従来 of 制度に大幅な改革を加える内容ではなかつた。答申理由の付記として、「特ニ女子ノ為ニスル大学ノ制度ヲ立ツルカ如キハ未タ其ノ時期ニアラス」として、女子大学制度は認めず、高等女学

校に高等科を設け、女子の高等教育を完成させるべきとしている。学術研究の能力を持つ者に対しては、東北帝国大学などにおいて、女子高等師範学校等の卒業者で、男子の高等学校卒業者と同等以上の学力があると認めた場合は入学を許可している大学があった。しかし、実際には東北帝国大学は大正2年に3名の女子入学を認めたものの、連続性はなく、文部省が否定的な見解を繰り返していたため、あくまでも特例として処理された。その後大正9年と10年に工学部に1人の専攻生、11年に2人の聴講生が在学していたが、正式に「学生」として入学を認めるのは、大正12年、新設の法文学部と理学部においてである。

第25回臨時教育会議の答申に対して、10月26日『大阪毎日新聞』は“女子教育改善案、凡常を免れず、蓋し帝国の国情、幼稚なる女界、之を然らしむるか”と批判した。10月27日の『大阪朝日新聞』も“これでは女子教育の改善でもなく、従来不完備を補ってもらいたいというに過ぎぬ”と痛烈に批判した。また、同紙は“会議の議員に官等勲位の上級者、実業界の老成人、正党員の古株のみが挙げられて、実際の教育学的智識を具備する少壮の学者や、教育の実務に当たれる現在の校長教師の代表者を加えていないことが臨時教育会議の欠点。教育会議其のものの組織が間違っている”と指摘した(畑中理恵著『大正期女子高等教育史の研究』)。女子教育に関しては大した進展は見られなかった。

臨時教育会議の答申を受けて、大正7年12月、「大学令」「高等学校令」が公布され、8年2月には「帝国大学令」が改正された。その「大学令」による学部への入学資格は、“大学予科を修了した者、高等学校高等科を卒業した者、又は之と同等以上の学力があると認められた者”としている。従って女子については、男子の高等学校のような大学への連絡機関も設けずに、専攻生・聴講生・選科生などの入学に限って容認しようとしたに過ぎなかった。

臨時教育会議は大正8年3月28日の第30回総会をもって閉会となった。同会議の答申は、男子の高等教育に関して大いに進展が見られた。高等学校(修業年限3年)の第1学年に中学校第4学年修了者を入学させ、帝国大学卒業までの教育年限を1年短縮させることとした。これまでは官立に限られていた高等

学校を、公立、私立の設置も認め、尋常科4年・高等科3年の7年制高等学校の設置を認めることとした。大学に関しては、総合制を原則としながらも単科制も認め、官立の他、公立・私立の設置も認めることになった。大正8年度から13年度の間、高等学校・高等専門学校の新増設、単科大学への昇格等、高等教育機関の拡張計画が実施された。私立専門学校の大学への昇格は、大学令による厳しい条件下、大正9年から13年までの間で19校が実現した(『学校の歴史』第一巻)。

こうした状況下いち早く女子に門戸を開こうとした私学があった。慶應義塾大学部は、大正8年8月、「大学令」による大学設立認可申請を行うに際して、大学予科入学資格者として「高等女学校卒業生」の一項を入れた。また、早稲田大学は同年9月、学部の第二次入学資格者に「専門学校卒業生」の一項を入れて大学設立認可申請をした。女子の入学を認める含みであったと考えられる。しかし、結局は文部省の指導により、認可されるためには両大学ともそれらの一項を削除しなければならなかった。『東京朝日新聞』(大正8年10月3日)は、松浦鎮次郎専門学務局長の「省議として決つたのではないが、自分としては予科程度(十七八歳から二十歳位迄)の男女学生が席を列べる事は大いに問題だと思ふ。…」という言葉を伝えている。大学ならともかく、大学予科時代の共学には反対であった。こういう考えが政府や文部省の大半を占めていたのであろう。

官立大学でも正規の「学生」としてではなく、「生徒」としてではあるが、女子の入学を認めるようになった。大正8年11月、京都帝国大学医学部が選科生として2名の女子に入学を許可した。大正9年9月、東京帝国大学文学部に、男女聴講生54名中32名の女子が入学を許可された。最年長は49歳。ちなみに中條百合子(後の作家宮本百合子)は履歴の選考で不許可となった(『東京日日新聞』大正9年9月10日)。翌年同大学医学部薬学科で、学費を大方学校で支弁する専攻生として女子1名が入学を許可された。

大正期に女子を正規の「学生」として入学を認めたのは、同志社大学、東北帝国大学、九州帝国大学の3大学であった。しかし、いずれも第一次入学試験に

欠員があった場合に限る第二次試験入学資格であった。同志社は11年4月から同女学校専門部の英語科卒業生を入学資格として男女共学を実行し、12年4月、4名の女子が文学部に入学した。総長海老名弾正の“女子の地位を向上し政治上の権利を獲得させるにはどうしても女子に高等教育の必要がある。大学程度の修学には男女共学を最も便利とする。(『読売新聞』大正11年3月15日)”という男女平等の思想に基づくものであった。大正12年、東北帝大は新設の法文学部と理学部において女子の学生としての入学を再開し、理学部に3名、法文学部に2名が入学した。14年4月、九州帝大は法学部と農学部女子の入学を認め、法学部に2名の女子が入学した。

『読売新聞』(大正10年2月3日)は“女子教育の向上が叫ばれ、市内各私立大学は競って婦人の志願者に開放している。私立女子大学の運動も始まっている。仙台では官立女子大学の設立を叫んだ。大阪で開会された全国女学校会議は決議案の一項に官立女子大学の請願を加えることとなったが、文部省はこれらの痛切な叫びに耳を傾けず、高等女学校令を改正してお茶を濁している。しかし、高等教育家の一部にも大学の尚早を主張する者が多い。”と伝えている。世間は女子の高等教育の必要性を訴えているのに、政府や文部省は一向に耳を傾けなかったのである。

大正9年7月、「高等女学校令」の改正が行われた。第一条に目的が「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トシ特ニ国民道徳ノ養成ニカメ婦徳ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」と掲げられた。明治32年発令のものに「特ニ」以下の下線(筆者)部分が加えられ、国体観念が強調された。第九条で「修業年限ハ五箇年又ハ四箇年トス但シ土地ノ情況ニ依リ三箇年トナスコトヲ得」とした。明治40年に四箇年・五箇年に整理されたものが、三箇年も認めるとされた。入学資格は尋常小学校卒業者であるが、三箇年の場合は高等小学校卒業者が入学資格となる。高等女学校を卒業し、さらに高等教育を望む者のために、第十二条ノ二で「高等科、専攻科又ハ補習科ヲ置クコトヲ得」とした。高等科(2年又は3年)は「精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ為スモノトス」とし、

男子の高等学校に準ずるものという趣旨で設置されたが、大学入学資格が与えられるわけではなかった。

このように政府や文部省が女子の高等教育に対して頑なであったのは、参政権をはじめとする女性の諸権利を認めようとする方策と同一のものが根底にあり、日本固有の家族制度を守るために、女性の教育を男性と同様にすることはできないという基本政策が存在していたからであった。

明治44年に小学校義務教育の就学率が98%になり、上級学校への進学希望者が急増した。当初上流階級の女子が対象であった高等女学校が中流階級の女子もその対象となったことで、実生活にそぐわない高等な授業内容を授けていることへの批判があった。また、明治末期から興隆した社会主義思想や、平塚らいてうらの文学雑誌『青鞜』がきっかけとなって盛んになった女性解放運動、第一次世界大戦後に世界的に広がったデモクラシーの波に乗って起こった『新婦人協会』の設立と婦人参政権獲得運動、個性を尊重する自由主義的な「新教育運動」など、新たな潮流に危機感をもった政府役人らの保守的思想が根強かった。この間に着々と準備が進められた東京女子大学が六つのキリスト教系宣教局合同の設立であったことも影響したであろう。

大正9年ごろから15年にかけて女子に大学の門戸が開かれたといってもその大半は聴講生や選科生など「生徒」としてただ学習を認めているにすぎなかった。試験を受けて学習の成果を確認する機会も与えられなかった。15年時点で、37大学中で学部「学生」として認めているのは前述した3大学だけで、それも第二次試験資格など限定されたものであった。欠員がなければ受験の機会さえなかった。そして、10大学で「生徒」として認めているにすぎなかった。制度上や大学の設備環境など女子への配慮のなさに女子の不満も多く、大正14年4月の「全国女子学生聯盟」結成へと連動して、機会均等を求める振興運動へと発展していく。

とはいえ臨時教育会議は、女子教育に関して、女子と大学教育との関係について、初めて政府の諮問機関によって答申としてまとめられ、方針が示された点

においては意義として認められる。そして大正12年ころから限定的ではあるが、女子に大学への門戸開放を容認し始めた。このような状況下、特に第一次世界大戦後、女子の高等教育機関としての専門学校や高等女学校の高等科の増設、また、技術・資格を取得させて職業人として世に送り出す各種学校の盛況等、さながら百花繚乱の大正時代の女子高等教育について述べていこうと思う。

参考文献

海後宗臣編『臨時教育会議の研究』

湯川次義『近代日本の女性と大学教育』教育機会開放をめぐる歴史

畑中理恵『大正期女子高等教育史の研究』—京阪神を中心にして—

中 邦、遠藤明子、亘理淑子他『大正の女子教育』日本女子大学女子教育研究叢書5

中 邦『成瀬仁蔵』吉川弘文館 2002年3月

『学校の歴史』第一巻 学校史要説 第一法規

永沢道雄『大正時代』光人社 2005年11月

『学制百年史』資料編 文部省

『新聞集録大正史』大正出版社

新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究に関する覚書(24):『教育要覧』にみる鳥取県立高等学校の専攻科(2)

よしの たけひろ

吉野 剛弘(埼玉学園大学)

今号は、鳥取県教育委員会が刊行した『教育要覧』に掲載された専攻科の入学者選抜に関する情報を検討する。

『教育要覧』には、1966(昭和 41)年度版のものから専攻科の入学者選抜の情報が掲載されている。基本的に翌年度の入学者選抜の結果が掲載されているのだが、2000(平成 12)年度版のみ当該年度の情報が掲載されている。そのため、『教育要覧』に掲載されたのは、1967(昭和 42)年度から2000(平成12)年度の入学者選抜の情報ということになる。

掲載された情報は、志願者、競争率、合格者の3つである。ここで言う競争率は志願者数を定員で割った数字であり、名目倍率である。しかも、2000(平成 12)年度を除いて定員が各校100名なので、情報としてあまり重要ではない。

各校の志願者数と合格者数は、本論末尾の表の通りである。

1999(平成 11)年度の鳥取東高等学校の志願者数、入学者数を除いて、すべての年度で定員を上回る数の生徒が志願し、定員を上回らないし同数の生徒を合格させている。以前に検討したように、1990年代後半には専攻科の廃止に向けた議論が始まっているが、鳥取東高等学校では志願者数が減っている傾向がみられるくらいで、その他のところで目立って数が減っているというほどのこともない。専攻科のニーズは一定程度あったということが裏付けられる。

しかも、すべての志願者が合格したという年度はない。1999(平成 11)

年の鳥取東高等学校は志願者レベルで定員割れを起こしているが、それでもなお4名の志願者が不合格となっている。

表の中で太字・斜体・下線を付しているのは、実質倍率が1.1倍を切っているものである。これを見ると、鳥取東高等学校の専攻科が比較的ゆるい選抜になっていることがうかがえる。しかしながら、1999(平成11)年度を除いて定員を上回る生徒を合格させているのだから、あくまで一定の学力を満たしているか、1年間続けられるかという点を見ている選抜をしていることになる。定員まで絞り込むために選抜しているわけではないということである。

先述したが、1990年代後半に入ると若干ながらも志願者数の減少傾向がみられる。鳥取東高等学校の減少の度合いが一番大きいという事実と、専攻科の廃止の順番、鳥取東高等学校の専攻科のみがNPO法人に移行しなかったこととの間に何らかの関係があるのかという点は、さらなる検討が必要だろう。

『教育要覧』で確認できるのは、専攻科が廃止される10年近く前までのものである。その後の傾向は別の資料によって解明するしかないが、1990年代後半は志願者数、入学者数の減少傾向が始まる一つのターニングポイントと言えそうではある。1998(平成10)年度のみコピー漏れのために数字を示せないが、より具体的にはこの年度こそがターニングポイントのように思われる。これが専攻科への逆風の影響かどうかについても、さらなる検討が必要だろう。

(付記)本研究は科学研究費補助金(20K02435)の助成を受けたものである。

体験的文献紹介(48)

— 山梨学校・徽典館と岐阜県華陽学校—

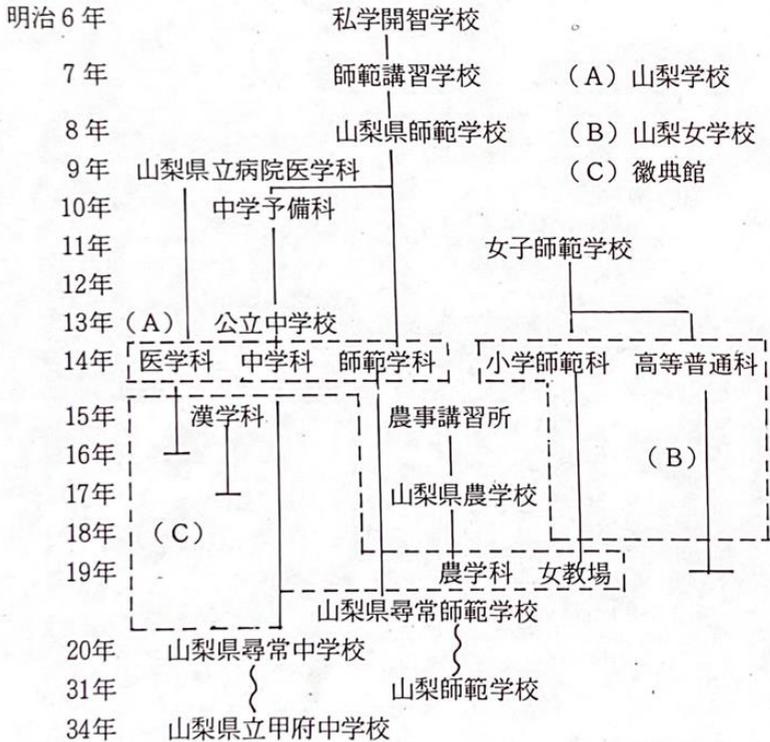
かんべ やすみつ
神辺 靖光(ニューズレター同人)

北陸道の藩校調査が終わったので東海道諸藩の調査をはじめようとしたが、東京の近くに甲斐国・山梨県がある。甲斐国は天領(幕府直轄地)だから藩はないが、ここには幕府の直轄学校があったし、中学校も早くからできていた。そこで早速、甲府に出かけて探索したら「山梨県下各郡家塾及寺小屋調査」(昭和9年編集『甲斐志料集成10・教育宗教』所収)が見つかった。そこで『日本教育史資料』収載の「山梨県私塾寺子屋表」と校合して『『日本教育史資料』の研究IV』(昭和59年刊)に投稿した。しかし、この「私塾寺子屋表」と山梨県の原本との校合で私は釈然としないものを感じた。それは幕末明治初期になると私塾寺子屋が土地の郡代や代官などの支配を受けて郷校に替わるからである。その郷校は近世中期に現れた藩校の出張所のようなものでなく、県や郡または町の準公的な学舎として各地に出没した郷校である。家塾寺子屋から近代小学校へ移行する一過性の現象なのか、別の意味があるのか、寺子屋研究の泰斗、石川謙博士や小学校の歴史をはじめ幕末明治期の著作が多い倉沢剛博士が、晩年、気にしてしていた教育史研究上の疑問である。故に私はこれまで避け続けた寺子屋を山梨県に限って論文にしたのである。

甲斐国は柳沢家が享保9(1724)年まで領主であったが、以後は天領や旗本寮が交錯し、明治に至るまで各代官の交替統治が続いた。また通称「山流し」と称する仕置きがあって性行不良の旗本御家人を甲斐に留め置くことも行われていた。犯罪者を伊豆七島に追いやるのを通称「島流し」と言ったので「山流し」の語句が出たのであろう。その上、駿河あたりのやくざ者が甲斐に流れ込んだので幕末明治初期には甲斐の風紀は悪かったらしい。しかし天領甲斐の中心地・甲府の教学は幕府直轄きてんかん・徽典館の伝統の上に盛行していた。

明治2年、山梨県は全国にさきがけて徽典館に小学・中学をたてた。また旧来の漢籍学習の外に英学・洋学の学習をはじめたのである。しかるに明治6年、若干27歳の藤村紫郎が大府参事から山梨権令に着任するとすべては急転回する。彼は県の政治、産業すべてを活性化するが教育については情熱的計画的に事に当った。まず徽典館を「陳腐迂遠^{ちんぷうえん}」と決めつけ徽典館の小学生はそのままに置くものの中学の生徒は晩年生徒として小学教員に仕立直し、やがて師範学校をつくる。一方、前時代からの徽典館の建物が老朽化したので明治9年には県庁、裁判所、病院などが並ぶ甲府の中心街に三階建白亜の西洋風校舎を建てた。次いで中学校設置にとりかかり、10年には師範学校内に中学予科を置き、13年には山梨県中学校開校にこぎつけた。ただし、中学校の新築はならず、師範学校との同居となった。明治14年3月の県会が中学校費の全額削除を決めたからである。山梨県の県会は全国実施の三新法より一年早い明治10年5月、藤村県令の主導でできた。議員は県内の区長と豪農層の中から選ばれた。議場は甲府内の一蓮寺で藤村が県令の身でありながら議長席につき、議事を運んだ。さらに山梨県の地勢気候から養蚕と葡萄^{ぶどう}の栽培を県の主産業に育て、また道路開削を進めてその流通をはかった。教育もその伝で実益のある医学、農業の学校設置に力を尽くし、経済的な理由であろう、すべての学校を甲府の中心街にある学校校舎の並びに併設した。明治15年、学校設置事業が一段落したと思ったのか宮内省文学御用掛・広瀬範治（広瀬淡窓の息）を校長に招聘して藤村県令は教育事業から見を引いた。広瀬校長の強い願望で、この総合学校は旧名の徽典館^{きてんかん}に復した。藤村県令は明治20年まで山梨県令として君臨し、県の殖産興業に尽くした。

〔山梨県徽典館沿革表〕表1



注 「府県史料・山梨県史料」(内閣文庫)、明治10年山梨県師範学校概略(『文部省第5年報1』(pp133~134)、明治14年山梨県年報(『同第9年報第2』pp291~294)、明治15年同県年報(『同第10年報2』pp373~374)、明治16年同県年報(『同第11年報2』pp325~328)、明治17年同県年報(『同第12年報2』pp176~180)、『山梨県師範学校創立六十周年記念誌』『山梨大学学芸学部沿革史』、『山梨県教育百年史・明治編』によって作成。

中学校と師範学校と添い合わせて設置する例は明治前期によくみることだが、山梨県の徽典館のように医学科や農学校、女学校まで一箇所に集めて総括的に設置維持する例は外にないだろうかと教育史書を漁^{あさ}ったら、『岐阜県教育五

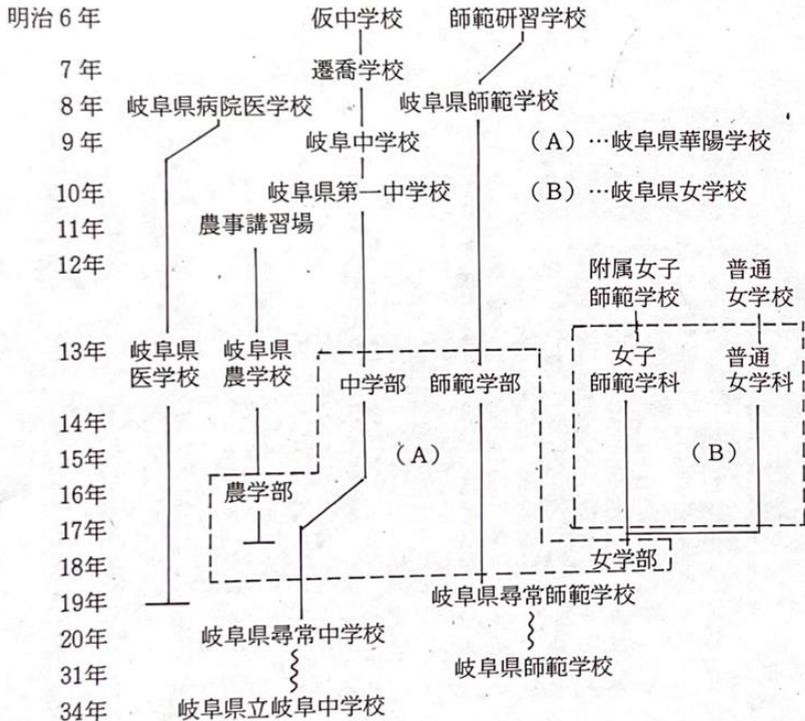
十年史』『岐高百年史』にあった。山梨県が開明的な藤村県令によって推進されたように、若き県令・小崎利準によって育成された岐阜県華陽学校である。

明治4年11月、美濃一国9県を合わせて岐阜県が誕生した。明治9年に飛騨一国をさいて現岐阜県になるが、当初美濃^{ほっそく}一国で発足したことは甲斐^{ほつそく}一国で発足した山梨県に通じるものがある。旗本領が多かったことも類似するが、美濃には大垣藩10万石の外は9小藩がひしめき、名古屋藩領12万石が突出していた。岐阜県は旧名古屋藩出張所跡(岐阜町)に大観社という小学本校を開いた。続いて大観社に仮中学を置き、遷喬^{せんきょう}義校と改称。遷喬とは鶯^{うぐいす}が高い樹に遷る意味(「詩経」)だから、さらに高級の学校をつくる意志を示したことになる。9年には岐阜中学校になった。一方、小崎は岐阜県の県庁所在地を都市化すべく努力した。即ち明治7年、厚見郡今泉村に4,636円餘をかけた庁舎を新築し、庁舎周辺に裁判所、警察署を置いて県政の中核街をつくろうとした。県政の中心街を美濃一円の大藩たる大垣藩から遠ざけたのは、旧態から脱却した新体制を^{こじ}誇示したかったからであろう。革新者、小崎県令の面目躍如たるものがある。明治10年には前に^{さき}大垣につくった仮師範学校を県庁の近くに移し、岐阜中学校を岐阜県第一中学校と改称して、県最初の中学校であることを誇示した。

美濃には士族が多く、さまざまな結社をつくって自由民権を叫んだが、彼らの言い分は天下国家の議論で土着の農民と協調できなかった。地元農民の問題は「飛山濃水」と言われる飛騨の道路開削と濃尾平野の治水工事であった。飛騨の住民にとって天險を開削して濃尾平野に出易くすることは念願であったし、日本中の洪水を一手に引き受けているような美濃にあって、治水護岸工事は旧幕時代から引き継がれた大事業であった。飛騨・美濃両国の上層農民・庄屋層も自由民権を叫ぶが、それは天下国家論でなく、この飛山濃水論である。明治12年の第1回県会以来、この山岳水場の争いは県会の重要議案であったが、小崎県令は山岳派の道路橋梁費と水場派の堤防補強費を巧みに均衡させ、衝突を避けた。これによって小崎県令は濃飛両国の県民から信頼を得、総合学園

華陽学校に対する県民の支持も得たものと思われる。`華陽、とは金華山の南に位置するという意味である。

〔岐阜県華陽学校沿革表〕 表2



注 「岐阜県史稿」(内閣文庫)、明治13年岐阜県年報(『文部省第8年報2』pp224~225)、明治16年同県年報(『同第11年報2』pp353~355)、明治17年同県年報(『同第12年報2』pp198~200)、『岐阜県教育五十年史』、『岐高百年史』による。

なお、明治初年の山梨県の風土習慣については南涯野史『峡中沿革史』明治21年刊(『甲斐志料集成7』所収)を用いたが、同郷人が故国をこれほど悪く綴った書物はめずらしい。

NL100号までの自筆原稿を振り返る

— 前編 (NL50号まで) —

たにもと おねお
谷本 宗生 (大東文化大学)

NL100号までを機として、ここで自筆原稿を振り返ってみたいと思う。今回は、その前編 (NL50号まで) を対象とする。対象とするNL自筆原稿のなかでも、以下のとくに10点ほどを、注目記事として挙げておきたい。時系列順に列挙する。

*** **

1) NL創刊準備号 (2014.12) 所収、福井の武生出張で確認した、市立図書館蔵の渡辺洪基の執筆資料について。渡辺の出身郷里・武生にて、渡辺の執筆資料に触れてとても感動した。百聞は一見の価値だ。

2) NL4号 (2015.4) 所収、都内の文京ふるさと歴史館が所蔵する、1896年の本郷弓町在住リストについて。弓町に在住した飯盛挺造らの足跡は興味深い。帝国大学医科大学教授を、ドイツ留学後に夢みていたであろう飯盛の焦燥を思うと切ない。

3) NL21号 (2016.9) 所収、文京区立森鷗外記念館が所蔵する鷗外関係資料について。当初は、留学して東京大学の医学部教授を目指していた鷗外であったが、陸軍軍医としてドイツへ留学する。留学時に精力的に学んだ衛生学の知見を、帰国後も引き続いて大局的に、衛生学の重要性を訴えていくのであった。

4) NL24号 (2016.12) 所収、古書店の泰成堂書店から入手した、1938年の東京帝国大学運動会報について。とくに、帝大剣道部の活動動向は興味深い。新たな柔剣道場としての七徳堂が建設され、初心者の学生らにも人気があった・・という。

5) NL26号 (2017.2) 所収、金沢の古書店から入手した、大東文化学院本科・高等科卒である青年女学校教師の追悼本について。とくに1935年の学院高等科卒業間近な動向が、日記内容からよく分かる。

6) NL27号(2017.3)所収、高円寺の古書店・都丸書店で入手した、1932年の雑誌『東大文化』について。東京帝国大学の文学部教育学科教授らの学生らによる評判記はやはり面白い。春山作樹や入澤宗壽らの様相も分かりやすい。

7) NL31号(2017.7)所収、古書店の港や書店から入手した、建築家・清家清の旧蔵資料ファイルについて。昭和敗戦後の東京文教地区にかかわる、上野不忍池埋め立ての反対請願の動きなどは、歴史的にも興味深い。注目しておきたい資料だろう。

8) NL34号(2017.10)所収、画学・第一高等中学校教諭であった、画工の佐々木三六が離職後、石川県尋常中学校教諭として活躍した足跡について。市立図書館蔵の金沢第一中学校校友会文献から、佐々木は生徒に対し、モチーフとなる動植物や風景などに関する鋭敏な感受性をなによりも大切にする姿勢を強調していたと分かる。

9) NL48号(2018.12)所収、古書店から入手した、杉浦重剛の家塾・称好塾(小石川)の塾報について。元塾生で、1888年に18歳の若くして第三高等中学校生で亡くなった、追悼の金澤三郎君伝は読むと切なくなるだろう。誠実な人がらで数学の才もあり、将来も嘱望されていたと。

10) NL50号(2019.2)所収、古書店の泰成堂書店から入手した、1918年の郁文館中学校編入学受験生の合格体験日記について。受験浪人生としての日々の生活ぶりや彼の心情がよく記されている資料だ。

*** **

以上、注目記事の10点を振り返ってみても、やはり資料調査や古書店などにより入手した資料が自身研究の基本・生命線であり、また研究の出発点ともなっている・・といえるだろう。明治・大正・昭和期にまたがっているのも、自身の研究のある意味で特徴かもしれない。

NL100号とわたし

はった ともかず
八田 友和(クラーク記念国際高等学校)

ニュースレター刊行100号おめでとうございます。1年に1回のゆったりとした刊行ではなく、毎月の刊行で100号を達成するためには、計り知れない努力や苦労があったと推察します。編集世話人の富岡勝先生、谷本宗生先生をはじめ、同人の皆さまに深く敬意を表します。

私をはじめ執筆に関わらせていただいたのは、2019年5月15日刊行のニュースレター第53号のコラムでした。それ以降、「学校資料の教材化を模索する」というテーマで27回連載を行い、コラムも6本執筆しました。現在は、「子どもたちと考える校則」というテーマで執筆しています。今後も、諸先輩方の背中を追いながら執筆活動を続けていこうと思います。

さて、今回「NL100号とわたし」という原稿を執筆するにあたって思い出したのは、NHK番組「プロフェッショナル」(2006年7月13日放送)で紹介されていた棋士・羽生善治さんの名言です。

説明は不要かと思いますが、念のため…。羽生善治さんは25歳という若さで7冠達成という偉業を成し遂げたプロ棋士です。しかし、7冠を達成した2年後にはタイトルを1つ残すにとどまり、戦績を落としてしまいます。そんな時、ベテラン棋士たちが一心に将棋を打ち込んでいる姿を見て、「才能とは、一瞬のひらめきやきらめきではなく、情熱や努力を継続できる力だ」と感じたそうです。

同人の皆さまが、多忙な合間を縫い、新型コロナウイルス感染拡大の影響なども乗り越え、今日まで情熱を持ち続け、ニュースレターの刊行を継続されたことは僭越ながら素晴らしい「才能」だと感じています。

最後になりますが、研究を少しずつ前に進めながら、定期的に自身の考えや成果を発信できる本ニューズレターは本当に貴重な存在だと思います。私自身も執筆活動を通して、ニューズレターの刊行等に協力できればと考えております。末筆ながら、ニューズレターのますますの発展と、同人の皆さまのご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

以上

ニュースレター100号に寄せて

ながもと ゆうこ

長本 裕子(ニュースレター同人)

私は、第46号(2018年10月15日号)から投稿させていただくようになった。以後4年半毎月欠かさず投稿させていただいた。掲載内容は別表のように、明治女学校(第46～53号)、実践女学校(現実践女子大学、第54～61号)、東京女医学校(現東京女子医科大学、第62～72号)、女子英学塾(現津田塾大学、第73～77号)、東京音楽学校(現東京芸術大学音楽学部、第78～84号)、女子美術学校(現女子美術大学、第85～90号)、東京女子体操音楽学校(現東京女子体育大学、第91～97号)、臨時教育会議(第98～100号)である。

私は、34年間、都内の私立中学校・高等学校の国語教師として現場に立った。しかし、専門に学んだのは日本文学で、教育学関係の学科は大学時代に教員免許を取得するためにさりと学んだにすぎない。第1号から執筆しておられる教育学者の神辺靖光先生から、明治時代後期に興った女子の高等教育機関について書き、ニュースレターに投稿するように勧めていただいた時は、正直なところ全く自信がなかった。

教員現役時代は、目の前の仕事すなわち、授業の準備や事後処理、公務分掌上の諸々の仕事、部活動指導などを日々こなすだけで精一杯で、研究からは全く遠ざかってしまった。それこそ明治以降政府が行った教育政策などほとんど知識としてなかった。一からの学びであった。長く教員を務めた者として恥じ入るばかりであった。特に女子が置かれていた立場や遅れている女子の教育事情を知るにつれて、やむにやまれぬ思いで学校を立ち上げた創立者たちの情熱に頭が下がる思いであった。教育現場にいる間に知っていれば、もっと違った授業が展開できただろうに、もっと違った生徒指導ができただろうにと、悔やむことしきりである。この4年半で読んだ資料は、我が生涯で最も多く、また、最も熱心に読んだ。そして多くの知識や見解を得たものの、残念ながらそれを活用する機会が私にはもはやない。

それでもこうして書き残すことによって、何かしら後世の人々の参考になればうれしい。そのような思いで、2021年10月、一冊の本を刊行した。神辺先生との共著「『花ひらく女学校』女子教育史散策・明治後期編」である。先生はすでに2019年8月、「『女学校の誕生』女子教育史散策・明治前期編」を上梓しておられた。その続編の共著者に加えてくださったのである。そこに編集した私の原稿は、主にニュースレター第46～77号に投稿したものであった。78号以降の掲載分は、向後「『百花繚乱』女子教育史散策・大正編」（仮称）として、まとめる予定である。

公立小学校の学級崩壊、小学3年生ごろから始まる私立中学受験のための塾通い、教員の働き方改革と、公立中学校の部活動指導の民間移行の方向、高等学校の大学受験予備校化、大学の理系重視・文系軽視の傾向、科学技術に関する論文総数でも、引用される数の多い「トップ論文」や「注目論文」の数でも、世界の中で日本の順位が低下している等々、教育を取り巻く環境は問題山積である。日本の人口が減少し続ける一方で、一部の有名人気大学をめぐるますます激化する受験戦争が現実である。それは、明治政府がとった、帝国大学を頂点とするごく一部のエリートを育てるための教育政策と、民衆が求めるものとはいえ、本質的に何ら変わっていない気がする。変わったとすれば、明治・大正の教育者は、人格教育にも力を注いだが、現代では「人格教育」などは影が薄れ、IT技術や外国語、専門知識を習得させることに多くの労力が注がれている点であろう。

ともあれ、退職して教育現場を離れた私にとって、ニュースレターは唯一の発表の場であり、毎号ニュースレターに掲載される皆様の論文は、現場のリアルな雰囲気を感じ取れる貴重な資料である。

ニュースレター掲載内容（第51～100号）

号	タイトル
51	明治後期に興った女子の専門学校（6） 『女学雑誌』と『文学界』
52	明治後期に興った女子の専門学校（7） 文学作品から見る明治女学校
53	明治後期に興った女子の専門学校（8） 明治女学校の終焉
54	明治後期に興った女子の専門学校（9） 庶民の女学校を創った下田歌子—実践女学校

55	明治後期に興った女子の専門学校(10) 下田歌子の英国留学
56	明治後期に興った女子の専門学校(11) 実践女学校の開校
57	明治後期に興った女子の専門学校(12) 女子工芸学校と清国留学生部
58	明治後期に興った女子の専門学校(13) 教科書編さんの意図
59	明治後期に興った女子の専門学校(14) 制服のさきがけ「授業服」を考案
60	明治後期に興った女子の専門学校(15) 渋谷村常磐松への移転と『平民新聞』の攻撃
61	明治後期に興った女子の専門学校(16) 小説に描かれた下田歌子
62	明治後期に興った女子の専門学校(17) 東京女医学校—女子医学専門学校のはじまり
63	明治後期に興った女子の専門学校(18) 明治前期の医学教育事情
64	明治後期に興った女子の専門学校(19) 近代女医の先駆者—荻野吟子
65	明治後期に興った女子の専門学校(20) 近代女医の先駆者—高橋瑞子
66	明治後期に興った女子の専門学校(21) 六畳一間の東京女医学校—草創期 I
67	明治後期に興った女子の専門学校(22) 唯一の女医養成機関—東京女医学校草創期 II
68	明治後期に興った女子の専門学校(23) 私立東京女医学校の申請
69	明治後期に興った女子の専門学校(24) 東京女子医学専門学校認可への苦しい道のり
70	明治後期に興った女子の専門学校(25) 番外編—なぜ済生学舎は廃校したのか
71	明治後期に興った女子の専門学校(26) 番外編—“取揚婆”から近代医学の産婆教育へ
72	明治後期に興った女子の専門学校(27) 番外編—看護婦教育はナイチンゲールから
73	明治後期に興った女子の専門学校(28) 女子英学塾の創設者—津田梅子
74	明治後期に興った女子の専門学校(29) 帰国後の津田梅子
75	明治後期に興った女子の専門学校(30) 女子英学塾の開校
76	明治後期に興った女子の専門学校(31) 女子英学塾—専門学校への昇格
77	明治後期に興った女子の専門学校(32) 女子英学塾を支えた人々
78	明治後期に興った女子の専門学校(33) 東京音楽学校ができるまで—音楽取調掛
79	明治後期に興った女子の専門学校(34) 東京音楽学校の誕生

80	明治後期に興った女子の専門学校(35) 東京音楽学校の存廃論争
81	明治後期に興った女子の専門学校(36) 東京音楽学校の発展
82	明治後期に興った女子の専門学校(37) 東京音楽学校の礎—瓜生繁子
83	明治後期に興った女子の専門学校(38) 東京音楽学校に咲いた天才姉妹—幸田延と安藤幸
84	明治後期に興った女子の専門学校(39) 東京音楽学校の異才—三浦環
85	明治後期に興った女子の専門学校(40) 女子美術学校のはじまり
86	明治後期に興った女子の専門学校(41) 明治の美術界と美術教育
87	明治後期に興った女子の専門学校(42) 女子美術学校創設の人々
88	明治後期に興った女子の専門学校(43) 女子美術学校の経営者交代
89	明治後期に興った女子の専門学校(44) 弓町から菊坂の女子美へ
90	明治後期に興った女子の専門学校(45) 明治の美術界余話
91	明治後期に興った女子の専門学校(46) 東京女子体操音楽学校—女子体育専門学校の始まり
92	明治後期に興った女子の専門学校(47) 明治期の近代体育教育事情
93	明治後期に興った女子の専門学校(48) 東京女子体操音楽学校苦難の道
94	明治後期に興った女子の専門学校(49) 東京女子体操音楽学校廃校の危機
95	明治後期に興った女子の専門学校(50) 東京女子体操音楽学校再興の母—藤村トヨ
96	明治後期に興った女子の専門学校(51) 東京女子体操音楽学校再興への道
97	明治後期に興った女子の専門学校(52) 女子体育教育の先駆者—井口阿くり
98	大正時代の女子高等教育(53) 女子高等教育論争—教育調査会から臨時教育会議へ
99	大正時代の女子高等教育(54) 臨時教育会議における女子高等教育論争Ⅰ
100	大正時代の女子高等教育(55) 臨時教育会議における女子高等教育論争Ⅱ

ニュースレター100号に寄せて

たなか さとこ
田中 智子(神奈川大学資料編集室)

筆者は本ニュースレター創刊の折より、時々お休みをいただきながらも参加させていただいている。同人の富岡勝先生の「何を書いてもよい」というお言葉に甘えて、自身の研究テーマとは異なる、大学アーカイブズ機関とその所蔵資料を紹介する連載記事を書いてきた。

最初の連載は第1号から第12号(2015年1月~12月)まで、「〈資料紹介〉立教大学における戦後資料」というシリーズで、当時勤務していた立教大学立教学院史資料センター所蔵資料の紹介記事を書いた。その後、休眠期間を経て、第28号(2017年4月)から「教育史研究のための大学アーカイブズガイド」というシリーズで、全国各地の大学アーカイブズ機関を訪問取材し、休み休みではあるが当該機関とその所蔵資料を紹介する記事を書いてきた。新型コロナウイルスのまん延から、2020年4月以降は訪問取材を中止し、主に機関ホームページやオンラインで閲覧できる刊行物等を活用して、「コロナ禍における大学アーカイブズの現状」を発信した。

筆者がそのような取り組みをしてきた背景には、ニュースレター第28号の記事に書いたように、「教育史研究者はもっと学校資料の保存・活用に関心を持ち、そのために積極的に行動するべきだ」という思いが根底にあったためである。一般の人もそうであるが、教育史研究者でも大学アーカイブズ機関の存在を知る人は決して多くはない。筆者の書く記事によって、大学アーカイブズ機関とその所蔵資料に関心を持ってくれる人が一人でも増えれば幸いである。

業務多忙と博士論文執筆などの理由から、2022年5月を最後に同連載をお休みしている。今年の春には転職もあったため、まだ落ち着いて記事を書いていられる状況にはないが、コロナも収束してきたので、そろそろ訪問取材を再開したいと思っている。全国に大学アーカイブズ機関は約100機関あるが、これまで

紹介できている機関は下記の通り 19 機関である。各機関を実際に訪問することは、筆者が業務を行ううえでもたいへん刺激になっている。何年かかるかはわからないが、全機関を紹介することが筆者の目標である。

<これまで紹介してきた大学アーカイブズ機関>

立教大学立教学院史資料センター(第 33 号)

早稲田大学大学史資料センター(第 34 号)

専修大学総務部大学史資料課(第 36 号)

日本大学企画広報部広報課(第 38 号)

福岡女学院資料室(第 40 号)

九州大学大学文書館(第 41 号)

北海道大学大学文書館(第 42 号)

信州大学大学史資料センター(第 43 号)

中央大学広報室大学史資料課(第 47 号)

東北大学学術資源研究公開センター史料館(第 48 号)

明治大学史資料センター(第 49 号)

法政大学史センター(第 51 号)

お茶の水女子大学歴史資料館(第 54 号)

金沢大学資料館(第 55 号)

国士館史資料室(第 58 号)

女子美術大学歴史資料室(第 60 号)

大東文化歴史資料館(第 62 号)

神奈川大学資料編纂室(第 86 号)

法政大学HOSEIミュージアム(第 89 号)

100号を祝しつつ自らを省みる

こみやま みちお
小宮山 道夫(広島大学)

100号到達おめでとうございます。富岡・谷本両編集世話人をはじめ編集にたずさわる皆さん、そして何よりほぼ毎号のように寄稿される同人諸氏にまずはお祝いとお礼とを申し上げます。ここまで継続に尽力した皆さんに本当に敬意を表します。

このところ消息欄を含めほとんど寄稿できていないこともあり、100号を期に自省を試みる時間をとった。編集世話人に声を掛けて頂き創刊に携わって以降この100号(8年4ヶ月)の間、改めて振り返ってみれば本記事を含めて54件(うちコラム5件、企画2件)を書いている。辛うじて約半分に至っており、単純計算での頻度は隔号掲載のようになっているのでそれなりに頑張っているように思っているだろうか。しかし年代別に数えると2015年14件、2016年12件、2017年6件、2018年3件、2019年4件、2020年8件、2021年5件、2022年1件、2023年1件となってしまう。近年の寄稿数の激減をみるに、小宮山らしい竜頭蛇尾と納得される読者もあるかもしれない。多少の自己弁護をしておくがこの変化はやはり本務業務の環境変化に大きく左右されてしまっていることがわかる。

2016年末に所属を変え業務内容が大きく変わり、2017年前半までは見習いのような役割で気楽な業務だったが、後半からはかなりの業務を任されることとなった。2018年は職場に私が増えたことを理由に新規企画の業務が多数投入されることになり、2019年はその維持に躍起になっていた。2020年にコロナ騒動となり多くの業務が無くなったためニュースレターへの寄稿数が復活し始めたが、2021年以降オンライン業務が増え始める一方で研究面では資料調査が一切できず、2022年に対面業務が一部復活し始めるとともにタイトなスケジュールでオンライン業務が入り込むようになり、コロナ前では想像もできなかった

忙しさが生じてきた。2023 年の今年に入ってから対面業務が前提となり、留学生の受け入れも始まったため、1、2 月の月間の残業時間は 100 時間を超えた。8 年ちよつとの間に環境が毎年のようにめまぐるしく大きく変わったことに気づかされ、改めて驚かされた。

もっとも職場の異動や、コロナ禍とそれによる環境変化は万人に訪れているので寄稿数の減少と環境とを直結させることには忸怩たる思いが湧き、このように表明するのも憚られるが、現実問題として人間の使える時間には限りがある（能力には限りがあると言うべきかも知れないが）。あちらを立てればこちらが立たずは世の常で、時間の取り合いの結果、眼前の生身の人間や目の前の業務を優先せざるを得ない。尊敬するある先輩からかつて「誰かが替わることのできる仕事では無く、あなたにしかできない仕事をするべきだ」との趣旨の助言を頂いたことがある。言い換えれば前者は業務で後者は研究とも言えるのであろう。その言葉を言われてから常々意識し、そうありたいとは思うものの、元来凝り性で自負心が強いためか、つつい色々なことが自分にしかできない仕事に見えてしまう。大局から見ればあまり私にしかできない仕事にまだ集中していないと言われてしまいそうで、なかなかその先輩に合わせる顔が無いことを恐れる。

今回振り返って本誌コラム欄について改めて思い出した。この企画は 2014 年 12 月に京都で富岡代表と懇談した際に私が「現代の大学問題（教育問題）に対して教育史の人間が前面に出て発言するコラムのような企画を設けても良いのではないか」（第 1 号 28 頁）と軽口をたたいたのが生まれた発端であった。そのため第 1 号に投稿募集の記事を寄せ、第 2 号には見本としてコラム「秋期入学」を執筆することとなった。コラムの狙いとしては、読者のさまざまな現代教育に関する関心を「身近な特殊問題や偏った報道、不十分な情報をもとに独自の教育論に陥ってしまわせるのではなく、教育問題について、歴史に学びかけを読者に与える、そんなコラムになればと考え」たもので、「多少もの足りない、読者がツツコミを入れられて、後日話が膨らむような記事になればと思って」（第 1 号 29 頁）自由に書いてもらおうとした企画である。そういったこともあり当時

は密かに毎年1月号にはコラムを担当しようと心に決めていたが、2018年から崩れてしまった。執筆者が増えたという事情に甘え、業務多端の名分に甘え、いつの間にか初心を忘れてしまったと自己批判できるかも知れない。

この100号を期に、「ニューズレター草創期のメンバー」などと言われてしまわないように、もう一度コラム執筆を含め徐々に寄稿を増やしていきたいと誓う2023年度である。ちょっと真剣に業務の合理化・カイゼン(手抜き?)を考えねばならぬだろう。

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項(2015年6月15日現在)

1. (目的) 広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
2. (記事のテーマ) 記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
3. (刊行頻度・期間) 研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
4. (編集委員会・編集世話人) 発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
5. (執筆者) 執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
6. (記事の責任) 記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごくまれに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
7. (記事の種類・分量) 記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらいを目安とします。
8. 毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
9. ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
10. ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
11. 以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

短評・文献紹介

2023年冬アニメ作品に対する、振り返りアンケート調査について、あるサイトに投稿していた…自分の推し作品のコメントが、恥ずかしながらこのたび掲載されていました。なおその内容については、「オススメは、異世界のんびり農家。実は主人公が異世界で、女の子に囲まれたハーレム生活をおくる…流れなのですが。露骨で下品なやらしさなんて全体的に感じられず、農家を営むのがただただ大好きな主人公の純朴な人柄の良さに、自然と好感を抱くことでしょう。ただ結果として気付けば、人や動物、生き物らが主人公のもとに集まって来ることに。幸せとはまさにそんなもの…なんでしょうね。本作品の視聴は、百聞は一見に如かずです」と、率直に自分の思いを指摘しました。同作品を推す、他の投稿者らのコメントも冷静に拝見しましたが、みなさんやはり同様に、作品が醸し出すのんびリズムを好意的に支持しているのがよく分かりましたね。当該サイトの事務局によれば、このアンケート調査には、全体で8400名以上から熱いコメント回答が寄せられたとのよし。推しに対する、なんとも凄いパワーですよ。その熱気たるや、ほんと脱帽いたします。(谷本)

この欄で取り上げたいと思って論文を読んだり新聞記事を切り抜いたりするのは面白い。また、各方面から送付していただいた冊子、通信等もやはり見逃せない。例えば、先日送っていただいた松本市の旧制高等学校記念館の『記念館だより』89号には、岡崎清子氏による「真の歓びを求めて — 旧松本高等学校の重要文化財本館(校舎)講堂講堂と京大吉田寮 —」という記事が掲載されている。現在も公民館として活用されながら重要文化財として保存されている旧制松本高等学校校舎を見学して、三高寄宿舍の木材が引き継がれた吉田寮の建築との共通点が発見できたことなどが記された記事で、末尾では次のように述べられている。「松高の校舎と講堂、京大の吉田寮の三つが揃えば、旧制高校の根幹をなし三種の木造建築が保存活用されることになる。松本と京都の離れた二つの学校が、手を伸ばしあって呼応しているかのようであった。真の歓びを求めて」。学校建築の保存・活用を、複数の事例を結びつけながら考えていくという視点に、なるほどと思った。(富岡)

会員消息

3月下旬、WBCの国際野球大会で、日本チームが見事な活躍をして、なんと全勝で優勝を果たしました。なんとも素晴らしい熱いプレーの数々でしたよね。そんななかでも、アメリカとの決勝戦もたしかに熱戦でしたが、やはり準決勝のメキシコ戦の展開がまさに死闘といえる大ピンチでしたが、それをチーム全体で凌いで、最後の最後で逆転のサヨナラ勝ち・・・してとても印象的でした。メキシコに6点目をなんとしても許さなかったのが、やはり重要であったかなーと感じました。そして、日本チームの最終回の攻撃が、3番4番5番という、打順のめぐり合わせが試合の鍵となったのかもしれないですね。まさに、試合の勝敗は野球の神様の裁量だったのでしょうか。お互いの実力自体はかなり拮抗していましたので。野球というスポーツ競技の素晴らしさを、数多くの世界中の人びとにあらためて実感してもらえる・・・よい機会であったともいえるでしょう。(谷本)

月刊ニューズレター100号の刊行おめでとうございます。編集世話人の富岡勝先生、谷本宗生先生には、執筆の機会を与えていただき心よりお礼申し上げます。大学教員としての日々の教育のまねごとを言い訳として、投稿ができておりませんが、毎月のレターを読むことを楽しみにしております。(山本剛)

ニューズレター100号の刊行おめでとうございます!

これからも執筆活動を通じて、ニューズレターの刊行に協力できればと思います。

さて私事ですが、2023年4月から、専修学校クラーク高等学院芦屋校やクラーク記念国際高等学校単位制キャンパス姫路など、複数の学校で非常勤講師として勤務することになりました。これまで以上に、多くの生徒・先生方に会えることができるため、とてもワクワクしています。

今後とも、ご指導のほどよろしく願いいたします。(八田)

いつのまにかこのニューズレターも8年以上続き、100号を迎えました。私自身は、「勤務先の業務の多忙化のなかで、なんとか論文を書くための手がかりにしたい。これまでの他の研究会での経験から、ニューズレターに気軽に何か書いておければ研究論文を書くのに弾みがつく。また、一緒にニューズレターを書いてくれる皆さんと刺激しあうこともできるので、一石二鳥。さらに、読者のみなさんとの交流もできて一石三鳥!」というような思いで始めました。私自身は、ニューズレターの記事を書くのにも何かと時間がかかってしまい、編集世話人の1人なのに完成時期を遅らせるブレーキ役にもなってしまっていて大変恐

縮ですが、幸いなことにみなさんのご理解・ご協力が得られ、上記のような初期の目標は、かなり実現していることに驚き、感謝しています。あとは、ずっと書きたいと思っている論文・著書を完成させるだけです!…。

また、同人のみなさんに相談して、100号記念として、本号から数号にわたって、ニュースレター100号に関するエッセイ(すでに本号に5本のエッセイをご投稿いただきました)や、51号から100号までの目次集成、100号を振り返る座談会at神辺邸などの企画を準備しています。座談会は、最初は草創期の数名で行い、メンバー交替しながら、何回か実施しようと考えています。

(富岡)

本ニュースレターのPDFファイルをダウンロードして、Adobe Reader等のソフトの「小冊子印刷」機能を利用して「A4 サイズ両面刷り」に設定して印刷すれば、A5 サイズの小冊子ができます。